

石川県公報

平成 23 年 2 月 14 日
第 1 2 3 6 4 号 (月曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		○ 県道の区域の変更 (道路整備課) 3
○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (長寿社会課) 1		○ 県道の供用の開始 (同) 3
石川海区漁業調整委員会		
○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (同) 1		○ 石川県沖合海域において総トン数20トン未満の動力漁船を使用するまぐろはえなわ漁業の操業の制限 4
○ 石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部改正 (環境政策課) 1		

告 示

石川県告示第49号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第77条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成23年 2 月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力を停止した内容	指定の一部の効力を停止した期間	サービスの種類
1770101424	特定非営利活動法人 トオの家	特定非営利活動法人 トオの家 金沢市牧町二97番地 1	新たにサービスを利用しようとする者に対するサービスの提供の停止	平成23年 2 月14日から同年 8 月13日まで	通所介護

石川県告示第50号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 9 第 1 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成23年 2 月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力を停止した内容	指定の一部の効力を停止した期間	サービスの種類
1770101424	特定非営利活動法人 トオの家	特定非営利活動法人 トオの家 金沢市牧町二97番地 1	新たにサービスを利用しようとする者に対するサービスの提供の停止	平成23年 2 月14日から同年 8 月13日まで	介護予防通所介護

石川県告示第51号

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱（平成 2 年石川県告示第427号）の一部を次のように改正し、平成23年 4 月 1 日から施行する。

平成23年 2 月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条、第 4 条関係)

農 薬 の 成 分 名		指 導 指 針 値 (mg / l)	
殺 虫 剤	アセタミプリド	1.8	排出水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、左の値に 1 / 10 を乗じて得た値とする。
	アセフェート	0.063	
	イソキサチオン	0.08	
	イミダクロプリド	1.5	
	クロチアニジン	2.5	
	クロルピリホス	0.02	
	シラフルオフエン	3	
	ダイアジノン	0.05	
	チアクロプリド	0.3	
	チアメトキサム	0.47	
	チオジカルブ	0.8	
	テブフェノジド	0.42	
	トリクロルホン (D E P)	0.05	
	フェントロチオン (M E P)	0.03	
	ペルメトリン	1	
	ベンスルタップ	0.9	
殺 菌 剤	アゾキシストロビン	4.7	
	イソプロチオラン	2.6	
	イプロジオン	3	
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06	
	(イミノクタジンとして)		
	オキシシン銅 (有機銅)	0.4	
	キャブタン	3	
	クロロタロニル (T P N)	0.4	
	クロロネブ	0.5	
	シアゾファミド	4	
	ジフェノコナゾール	0.3	
	シプロコナゾール	0.3	
	シメコナゾール	0.22	
	チウラム (チラム)	0.2	
	チオファネートメチル	3	
	チフルザミド	0.5	
	テトラコナゾール	0.1	
	テブコナゾール	0.77	
	トリフルミゾール	0.5	
	トルクロホスメチル	2	
	バリダマイシン	12	
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1	
	フルトラニル	2.3	
	プロピコナゾール	0.5	
	ベノミル	0.2	
	ペンシクロン	1.4	
	ボスカリド	1.1	
	ホセチル	23	

	ポリカーバメート	0.3	
	メタラキシル及びメタラキシルM	0.58	
		(メタラキシルとして)	
	メプロニル	1	
除 草 剤	アシュラム	2	
	イマゾスルフロン	2	
	エトキシスルフロン	1	
	オキサジアルギル	0.2	
	オキサジクロメホン	0.24	
	カフェンストロール	0.07	
	クミルロン	0.3	
	シクロスルファミロン	0.8	
	ジクロベニル (D B N)	0.1	
	ジチオピル	0.095	
	シデュロン	3	
	トリクロピル	0.06	
	ナプロパミド	0.3	
	ハロスルフロンメチル	2.6	
	ピリブチカルブ	0.23	
	プロジアミン	1	
	プロピザミド	0.5	
	ペンディメタリン	1	
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8	
	メコプロップカリウム塩 (M C P P カリウム塩)、 メコプロップジメチルアミン塩 (M C P P ジメチル アミン塩)、メコプロップP イソプロピルアミン塩 及びメコプロップP カリウム塩	0.47 (メコプロップとして)	
	M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナトリ ウム塩	0.05 (M C P A として)	
植物成長 調 整 剤	トリネキサバックエチル	0.15	

石川県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年2月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
鈴 ケ 嶺 矢 波 線	鳳珠郡能登町字鶴町に字16番1地先から	旧	4.15～14.00	477.1	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字鶴町ラ字4番1地先まで	新	4.15～22.06	477.1	

石川県告示第53号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年2月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
鈴ヶ嶺 矢波線	鳳珠郡能登町字鶴町に字16番1地先から 鳳珠郡能登町字鶴町に字64番1地先まで	平成23年2月14日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、石川県沖合海域において総トン数20トン未満の動力漁船を使用するまぐろはえなわ漁業の操業を次のとおり制限する。

平成23年2月14日

石川海区漁業調整委員会

会 長 高 岩 権 治

1 制限期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 操業の承認

まぐろはえなわ漁業の操業をしようとする者は、船舶ごとに、別に定める平成23年度まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領(以下「要領」という。)により、石川海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

3 操業の承認の対象

石川県知事から、平成23年度において有効な小型いかつり漁業(するめいかを目的にする漁業に限る。)許可を受けている者、または同許可を受ける見込みの者

4 操業の承認の期間

平成23年5月1日から平成23年10月31日まで

5 操業の承認の隻数

10隻以内

6 操業の承認の海域

石川県沖合海域。ただし、水深800m以深に限る。

7 操業の承認の制限又は条件

- 操業の承認を受けた者は、まぐろはえなわ漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならない。
- 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、鹿磯漁港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 操業の承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した時は、これに従わなければならない。

8 操業の承認の取消し

この指示又は漁業に関する法令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

9 その他

- 操業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るために委員会が必要があると認めたときは、当該漁業者間又は他種漁業者との間で操業協定を締結しなければならない。
- 操業の承認を受けた者は、本県漁業者への技術移転に係る協力を拒んではならない。
- 操業の承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。